

視察・研修報告会

会議日時	平成27年8月10日 午前10時00分 開会 午前10時49分 閉会
場所	第1委員会室
出席委員等	中村 健 松崎 隆治 大塚久美子 大河内博之 本郷 照代 神谷 雅章 渡辺 信行 松井晋一郎 前田 修 永山 英人 石川 伸一 稲垣 一夫 鈴木 正章 颯田 栄作 高須 一弘 中村 眞一 小林 敏秋 工藤 光雄 神谷 庄二 新家喜志男 田中 弘 鈴木 規子 山田 慶勝 稲垣正明議長 鈴木武広副議長
欠席委員	高野 邦良 長谷川敏廣 岡田 隆司
説明のため出席した者	
事務局職員	小松康弘議会事務局長 平井隆文議事課長 菅沼賢次議事課長補佐 尾崎かおり議事課主査 伊藤友見主事
第1 開会あいさつ 第2 報告及び質疑、意見交換 (1) 5月14日受講「指定管理者のモニタリングと評価・事業者選定の実務講座」 (2) 5月21日受講「私たちのまちのルール（条例）の読み方入門セミナー」 (3) 7月9日受講「地方議員のための自治体決算の基本と審査のポイント講座」 第3 閉会あいさつ	

○副議長（鈴木武広） 定刻となりましたので、これより西尾市議会視察・研修報告会を開会します。

私、鈴木が、本日の司会を担当させていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

高野議員は、欠席の連絡がありましたのでご承知おきください。

それでは、初めに稲垣議長より、開会に当たりごあいさつを申し上げます。

○議長（稲垣正明） おはようございます。

本日は、西尾市議会視察・研修報告会にご出席をいただきましてありがとうございます。また、職員の皆さんには大勢、傍聴にお越しいただきまして誠にありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

冒頭に入る前に、昨日、はずストーンカップがございまして、議員団から1そう走りました。出場者のお力で大変健闘していただきまして、23チーム中8位という大変いい成績を獲得されましたので、皆さんにご報告をさせていただくと同時に、応援どうもありがとうございました。

さて、今回の視察・研修報告会では、外部団体の開催する研修の受講内容について、代表して3名の方に報告をしていただきます。

外部団体の開催する研修につきましては、昨年10月に開催されました議会改革検討委員会において、全議員を年1回派遣することと決定され、今年度より実施しているものでございます。この研修は、議員個人の知識や能力の向上を図るとともに、受講した内容を全議員が共有することで、西尾市議会全体の資質向上を図るということを目的として実施しております。

本日は、研修を受講された方の報告内容を聞いていただきまして、議員の皆さんで意見交換をしていただくことで、研修の効果が高まるものと考えておりますので、活発な意見交換をしていただくようお願いをいたします。

それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（鈴木武広） ありがとうございます。

それでは、ここで本日の流れをご説明します。

各受講日ごとに進めてまいります。10分程度で内容・所見等を報告していただいた後、10分程度、議員の皆さんで質疑や意見交換をしていただきたいと思います。報告の順番は、研修受講日の順とさせていただきます。

なお、説明、質疑につきましてはマイクを入れて着座にてお願い申し上げます。

それでは、まず初めに5月14日に開催されました「指定管理者のモニタリングと評価・事業者選定の実務講座」について、鈴木規子議員、高野邦良議員、松井晋一郎議員の3名が受講されましたが、代表して鈴木規子議員より報告をしていただきます。

鈴木規子議員、よろしくお願いいたします。

○議員（鈴木規子） では、よろしくお願いいたします。

本日、高野議員は欠席でございます。レポートを提出するということを定めておりましたが、体調不良ということで出ておりませんので、ご報告をしておきます。

では、早速、報告に移ります。

5月14日、社団法人日本経営協会中部本部の開催により「指定管理者のモニタリングと評価・事業者選定の実務」というテーマで、3名で受講してまいりました。目的としては、本市ではPFI事業が予定されている中、指定管理者制度ではありませんが、業者選定、評価のポイント、モニタリングの実施事例を通して本市に生かしたいと考えました。配付資料は、お手元にありますでしょうか。松井議員が用意した当日の概要紙があるんですが、配付されていますか。では、それを見ていただいて講座の大まかなところはご理解いただけたと思います。

研修内容の概要部分ですけれども、指定管理者制度と他のアウトソーシング手法、コンプライアンスの課題、2として事業者選定評価と協定書の締結、3として直営か指定管理者かの判断、4として選定審査の項目、5として選定評価の項目、6としてモニタリング、7としてリスク管理と債務不履行時の対応ということ、この中でも特に聞きたいというふうに考えました。

モニタリングについては、講座の中では、四日市市のモニタリング・評価に関する基本方針、指定管理者モニタリングマニュアル、モニタリングの実手順書、それからこれは東京都の板橋区ですが、モニタリングと評価に関する基本方針、これらの資料が配付されました。これは順次回しますので、皆さんごらんください。この中のページを挙げて、ご紹介をしていきます。

まず、非常に内容が多岐にわたりましたので、今回の報告会では指定管理者制度の中で、四日市市と板橋区の中で参考となる事例について、ご紹介をしておきたいと思えます。

まず、四日市市の指定管理者モニタリングマニュアルについてであります。市のチェックシート、これは28ページですが、これが業務の履行状態に関するチェックシートであります。非常に細目にわたっております。この報告会の中では、ページ数と項目をメモしていただきましたら、議会事務局の方にこれが置いてありますから、後からそれを見ていただきたいと思いますということで、まずは話を聞いていただければ結構です。見ていただくと10分以内には到底説明ができませんので、すみませんがよろしく願いいたします。

では、細目にわたる分類がなされていて、良好なサービス維持のためのチェックであるというふうに言われております。例えば、システム管理のところをみますと、トラブルに対応したかどうか、トラブルにどう対応したのか、さらに備考欄では条件つき適否まで加えています。

それから、次の例で言いますと、モニタリングマニュアルの32ページになりますが、後から見ただけであれば結構ですが、市の承認なしの業務を第三者に再委託すること

を禁止しております。特に、個人情報保護が第三者に委託をされた場合、どのように維持されるかについての観点項目として挙げられております。

それから34ページを見てみますと、指定管理者の経営状況に関するチェックシートというものがございます。これは、もちろん総論、監査報告、貸借対照表、損益計算書、財務指標、キャッシュフロー計算、利益金処分計算書等々ありますけれども、これらについて四日市市では税理士を入れたチェック機関をつくっているということがございます。これらを見てみますと、我が市でも指定管理者が行われております。特にプールについては、委託が1カ所、そして指定管理が1カ所あります。そこで、この間の部会で、ちょうどホワイトウェイブについては今年度のチェックが報告されたところですので、資料は皆さんのお手元にあると思います。それらを比較してみると、四日市市が非常に細かくチェックを入れているということがよくわかると思います。その意味では、比較対象とするにはわかりやすい事例でありました。

そして、板橋区の方に行きます。板橋区の方では、平成20年にモニタリングの評価に関する基本方針というものを出してありますが、特に財務状況及び労働条件の点検というところで、3年目と5年目に税理士等による審査とヒアリングが行われています。そして、重ねて労働者の労働時間、それから給与計算、労働条件通知書等の整備に至るまで細目が示されております。特に私は、この板橋区のモニタリングの視点が今後の参考になると考えました。

今回、受講した所見としましては、本市においても指定管理は導入されているが、その監視は十分とは言えないため、四日市市を初めとするモニタリングの実施例を見に行きました。3点ほど、申し上げたいと思います。

1点は、選定に当たって、本市では市民参画が最初の段階で、これは一部にとどまっていると言ってもいいと思います。今後、全てにおいて行うべきであると考えます。

また、アウトソーシングの導入に当たっては、財政面だけでなく、住民満足度をどのように担保していくか、これが大きなポイントになるかと思えます。指定管理については、B&Gの委託内容、そしてホワイトウェイブの指定管理のチェック項目、これらを比較して見ますと、まだまだ工夫の余地があるというふうに感じました。特に抜き打ち検査が、これからは必要ではないかというふうに思いました。富士見市のプールの事故の例は、皆さん御存じだと思います。そこで、富士見市に問い合わせましたところ、富士見市ではプールは廃止したということでありました。諸般の事情があるやに聞きましたけれども、危機管理に対応ができなかったということが反映されているというふうに聞きました。

そこで、現在進行形のPFI事業に当たっては、発注と選考過程は当然ですがけれども、モニタリングの実施体制の構築は極めて重要です。これは、市でも言っているとおりですがけれども、外部監査だけに依存しない内部監査力の確立の重要性、これを本当に重く重く感じました。そして、モニタリングと言いますが、モニタリングは

もう決まっていることにしかモニターできません。ですから、最初の段階がいかに重要かということであります。これは、田原市の給食センターの整備運営事業の要求水準書です。75ページあります。これは、給食センター1件だけです。そして、まんのう町の改築町立図書館等を含めた複合施設ですが、業務要求水準書が73ページにわたっております。非常に細かい項目について求めておりますので、当然、これに準じたチェック項目が発生してくると思います。比較しますと、本市の要求水準書は御存じのとおりです。この違いを、我々はどう見ていくのかということとは、これから大いに考えていかなければならないことであろうと思います。

以上です。

- 副議長（鈴木武広） 鈴木規子議員、ありがとうございました。
- 議員（鈴木規子） 申しわけありません。ベルが鳴ってしまいましたけれども、松井議員に補足する点があるかどうかだけ確認をさせてください。
- 副議長（鈴木武広） それでは松井議員、補足説明がありますか。
- 議員（松井晋一郎） 大まかなところは、今、鈴木議員の言われたとおりでございます。よろしく申し上げます。
- 副議長（鈴木武広） ありがとうございました。それでは、議員の皆さんの中で、お聞きになりたいことがありましたら、順にご発言いただきたいと思います。
- 議員（工藤光雄） そもそも論の話になってしまうんですけれども、このモニタリングの件で研修を受けてくださったのは大変よかったのではないかなと思うんですけれども、今、配られている資料と報告されている内容がよくわからないので、その報告内容もうまく聞き取れなかったといいますか、理解不能な状態にして、また改めて教えてもらわなければいけないなという感じがしますので、これは今の報告だけではなくてほかの方も、これからの人もそうなんですけれども、資料に基づいて報告していただいた方が、より一層理解が深まって情報の共有化もできるのではないかなという感想を持ちました。
- 議員（鈴木規子） ありがとうございます。率直に言っていただきました。すみません、非常に10分にとらわれてしまって、早口になってしまいましたので申しわけありませんでしたが、目的のところでも申し上げたように、配付資料は、この講義の概要ということで全ての項目が書かれております。10分で、これを説明するのは到底不可能でありますので、特に業者選定評価のポイント、モニタリングの実施例を通して本市に生かしたいというところを、当初の報告の目的のところでも申し上げた次第です。ですから、ここに特化をしました。おっしゃるように、資料は決して十分ではありませんので、このレジュメに従った報告のペーパーを改めて全議員の皆さんに提出をしたいと思っております。

それで、四日市市のマニュアルですとか、板橋区のマニュアルについては事務局と相談をいたしまして、全員に配るかどうかということを検討したんですけれども、希

望者については事務局に行っていたいただいて焼いてもらうというところで、ペーパーレスも省くという意味合いもあり、かつ板橋区と四日市市については、一部ホームページでも公開されている部分があると聞いておりますので、それらで対応しようということで準備をいたしましたので、ご了解いただきたいと思います。もちろん、私の方に言っていただきましたら、そのようにワンセットで準備はいたしますのでよろしくお願ひします。もし、職員の方からもご要望があればワンセット準備をいたしますので、お申しただければ結構です。

- 議員（神谷雅章） 今、鈴木規子議員の方からモニタリングの参考になると言われましたが、できればモニタリングの関係で西尾市と違うところ、ここがいいよというところがあれば、また線を引いて教えていただければと思いますので、お願ひします。
- 議員（鈴木規子） 板橋区のモニタリングの項目については、これはそれほどたくさんではありません。それと、これは線を引くと線がいっぱいになるので、お願ひします。
だから申し上げたのは、特に財務状況と労働条件の点検、このところが具体的な参考としてはいいと思いました。あとは、チェック項目はそれぞれたくさん挙げられておりますので、この間、報告されました、スポーツ課からもらったホワイトウェイブの管理運営状況の評価というものですが、これは皆さん、お手元にありますね。これと比べていただければ明らかです。さらにスポーツ課には、これ以外のチェック項目については、近々ちょうどする予定にしておりますので、それと比べたいと思います。ですから、お手元のこれと、板橋区のもの引き比べていただければよろしいかと思ひます。
- 議員（鈴木正章） モニタリングのことでお聞きをしたいと思ひますが、先ほどの報告の中で、要求水準書に基づいてチェック項目が当然、選定される云々ということでしたが、今回の講師の皆さんも、水準書の内容でモニタリングの調査項目は定めるべきという、そのような内容でよろしいのでしょうか。
- 議員（鈴木規子） 定めるということではありません。これが、すなわちチェック項目になるというふうには申しません。私は、もちろん執行部ではありませんのでそこまでは言えませんが、ただこういう要求水準というものが当然、チェックされるべき項目になるであろうという、さまざまな要求水準が入っておりますので、これに従ったチェック項目、モニタリング内容が当然、生ずるであろうという意味合いで申し上げました。よろしいでしょうか。
- 議員（鈴木正章） そうすると、モニタリングの項目というのは水準書の項目で定めなさいということが、講師の方から言われたということではないというふうに理解してよろしいんですか。
- 議員（鈴木規子） そうではありません。この研修の所見のところ、私が感じたところとしてPFIとの比較を申し上げました。ですから、これは講師の発言ではありません。ただ、講師は、指定管理のときにどういう内容で任せるのかというところがポ

イントであると。

したがって、当然、チェック項目というのは、それに連鎖してくるものであるというふうには言っておられましたので、私としては、申し上げたように要求水準というのがポイントになるという見解を持った次第です。

○副議長（鈴木武広） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

ほかにないようでありますので、これをもって終わります。

次に、5月21日に開催されました「私たちのまちのルール（条例）の読み方入門セミナー」について、工藤光雄議員、田中 弘議員、長谷川敏廣議員、山田慶勝議員の4名が受講されましたが、代表して田中 弘議員より報告をしていただきます。田中弘議員、よろしくをお願いします。

○議員（田中 弘） 私の方から、報告をさせていただきます。

今、言ったように私たちのまちのルール、条例ですが、これの初歩的な読み方のセミナーで、第一法規株式会社の主催でございました。

目的として、市政の課題に必要な知識や能力を得るために、こういうことをしたらいいですよというような目的で私ども、出席をさせていただきました。今、言ったように平成27年5月21日木曜日、名古屋ダイヤビルディング2号館の7階、271会議室でございました。山田慶勝議員、工藤光雄議員、長谷川敏廣議員、田中 弘の4名で出席をさせていただきました。

主な内容といたしまして、このセミナーは初歩的な話からスタートしていただき、本日、出席されました議員の方には、今までいろいろ聞いたりお話をさせていただいたことが多々あると思いますが、受けた内容について、私の方から報告をさせていただきます。

まず①として、法令・条例の仕組みということで、1として、法体系は国と地方公共団体の2つの機関から成り立っていますと。2の、条例・規則は法規文であり、告示は公示文で、外部に対しての告示文であると。訓令は、内部に対する令達文でありますというようなことが一番初めに出ました。

②として、法令条例の基本的な形式について、条例・規則の立案方式は形式面を規定しているものではないが、国の法令の例に準拠することになっている。方式の根拠としては、条例・規則の立案方式を想定していないが、国の法令の例によって準拠することになっているということでございます。

次に2枚目に行きますが、1として、方式の種類は、条例・規則の立案方式は既存の条例・規則関係において、4つの方式に分けることができるということです。

1として新制定の方式、2として既存の条例・規則の一部改正の方式、3つ目として既存の条例・規則の全部改正方式、4番目として既存の条例・規則の廃止の方式、この4つです。それから、公布文については条例の一部をなすものではない。条例の

選定権者は議会であるが、条例の公布権者は自治体の長である。

次に、条例の番号はどうか。歴年ごとに、公布の順序に従って条例につけられた一連の番号である。題名は、内容が連想でき、わかりやすく簡明な題名がよいということです。5番目の前文は、条例の制定の趣旨、目的、基本原則を書いた文章である。制定文は、改正は行わない。制定当時の根拠を示すものである。目次は、一般的には条名の数が多い場合に、本則中を章、節等に区分する。この場合、内容の理解と規定の検索のため、本則の前に章名、節名の一覧を掲載することが目次である。本則としては、本則は条例の本体的部分であって、附則は、本則に付随する内容、施行期日、適用の関係等を定めている部分である。章、節、款、この言葉は決算でも使われておりますが、本則の内容が多岐にわたり、条の数が多くなるような場合は、条文の重複や漏れを防ぎ、かつ読みやすくするために章や節に区分をしているということでございます。

私の所見として、条例や規則における基本的な単位は「章」であり、章のみではくくりきれないと思われる場合は、その章の中を節区分する。節の次は、款、目の順に小さな単位を使っていく。行政では、私も一番初めに議員になったときは款とか節とか目とか、なかなか大変でしたが、今、なってみますと行政には予算・決算においても欠かせない言葉であるということがよくわかりましたし、ここに基本形式として法令文のつくり方も一緒にとじさせていただいてありますし、その次のページに、本則について細かく向こうから教えていただいた文をつけてありますので、これを見ていただいで何かまたあれば、私の方に言っていただければ、わかることについてお話をさせていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○副議長（鈴木武広） 田中 弘議員、ありがとうございました。

それでは、議員の皆さんの中でお聞きになりたいことがありましたら、順にご発言いただきたいと思っております。

○議員（鈴木規子） 議会は立法機関でありますので、極めて基本的な、かつ重要な内容の講座内容であったと思っております。田中議員は、お行きになつていかがでしょうか。今回は、たまたま開催されたテーマで受講するという形だったわけですが、私どもも今、議会改革の検討委員会をやっております。その中で、こうした条例制定と地方自治法について、新人議員がいる場合は特にだと思っておりますけれども、こういう講座を持った方がいいと思われたかどうか、その点いかがでしょうか。

○議員（田中 弘） こういう研修は、どんな研修でもそうだと思うんですけども、中身がわからなくて受ける場合と、中身がわかって受ける場合があるわけですけども、私の場合は、余り中身がよくわからなかったということで、今回、受けさせていただきましたので、非常に私としては勉強になりました。

以上です。

○議員（工藤光雄） 私の方からも、所見らしき所見を言わせてもらうんですけども、今、田中議員が言われたとおりでございまして、日本語がしゃべれても文法がわからない人が結構いるわけですけども、まさにそのとおりだなと思ってこの研修を受けさせてもらったんですが、今の立法機関で条例やら、いろいろな制定もしなければいけない、議員としてそういう働きもしないといけないんですが、今の状態ですと執行部がつくったものを読ませていただくと。今、鈴木規子議員が言われたようなモニタリングをしていかなければいけないという、そのモニタリングの中での読み方、そういったものを改めて勉強させていただいたという気がしておりますので、英会話はできても英語の文法がわからないではいけないものですから、その辺を、今回は研修させていただいたということで、ですから新人研修をこれからもやっていく計画を、今、協議中なんですけど、ぜひ新人議員についてはこういったものが必要ではないかなと、そういう気がしております。

○議員（山田慶勝） 国には法律とか憲法とかがあって、地方公共団体には条例があるわけですけども、こういったものは極めて簡潔な文でなければいけないと、しかも誰が読んでも同じ意味にとれるような文章でなければいけないということで、条例とか法律の文章には一定の言葉の使い方だとか決まりがあるんですよ。先ほど、田中議員がそういうことを説明されたんですけども、「及び」とか「並びに」をどう使い分けるかとか、そういう話があるものですから、細かくは、なかなか私たちも全部記憶していないんですけども、そういうことも勉強しなければいけないのかというような感想を持ちました。やはり、誰が読んでも同じように理解できるという文章を、規則もどうやってつくるかということ。だから我々議員が、例えば議員提案でやろうと思った場合には、最終的には専門家につくってもらわないと、正式な条例を出すということはなかなか難しいなという感想を持ちました。

○副議長（鈴木武広） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

ほかにないようでありますので、これをもって終わります。

次に、7月9日に開催されました「地方議員のための自治体決算の基本と審査のポイント講座」について、石川伸一議員、稲垣一夫議員、永山英人議員、前田 修議員の4名が受講されましたが、代表して前田 修議員より報告をしていただきます。前田 修議員、よろしくお願ひします。

○議員（前田 修） それでは、冒頭に工藤議員から指摘があったように、説明に当たった資料の添付というのが、私の方もちょっと不足しているかなというふうに反省をしておりますが、説明をさせていただきたいと思っております。

研修概要ということで、報告書に書かせていただきました自治体決算の基礎、決算審査における着眼点。決算審査において、財務数値、財産のそれぞれの視点から分析する。決算の結果を見て、予算を審議するということでもあります。3時間ほどの研修

でしたけれども、研修に当たっての冒頭に、今の自治体における地方議員の必要性、そしてまた決算審査の必要性のいろいろな講演がありました。

まず、それは人口減少、高齢化社会が、これまでも増して大きく変化しているということを踏まえた決算審査をするべきだという視点と、ものの変化、道路ですとか橋ですとか公共施設ですとか、そういったものがこれまでと比較して老朽化が大きく進んでいる、そういう実態を踏まえた決算審査が必要だということと、これからの地方財政の課題として、お金も国債残高、地方債残高が1,000兆円を超える事態に直面をしている中で地方自治体の決算審査だということで、地方の議会議員のこれからの決算審査が問われているということで講演に入ったわけでありまして。特に、ここにもありますように、決算は9月議会で終わったものを審査するので、3月議会の予算はこれからのので、3月はしっかりやらなければいけないけれども、9月はそこそこのような意見もあるわけですがけれども、3月議会ではなかなか、議員が行うべき予算の修正ですとか、いろいろなことが決まったものが提案されてくるとできないので、9月議会の決算のときに、それこそしっかり議員の皆さんには審査をしておいてくださいというような説明もあったところです。

それで、報告書に戻りますけれども、決算審査における着眼点、財務数値ですとか財産のそれぞれの視点から分析をするということで、(1)財務数値の視点に①から⑤まで紹介をしてあります。決算規模の年度比較、決算収支の状況の年度別比較、大体どこの議会でも前年と比較をして、私たち議員も、前年幾らだったものが今年は幾らになったのかな、ふえていても減っていてもその理由が何なのかなということで、決算の質疑のやりとりがあるというふうに思いますし、③の予算の執行状況の分析、あるいは財政構造の分析といったことも、それぞれの決算委員の中で取り組まれているというふうに思います。地方債及び債務負担行為の状況も、決算書の資料にきちんと明記されておりますので、行われてきているというふうに思います。

次のページの財産状況も、まずは財産の実在性を確認することが必要だということでありまして、財産に関する調書、そしてまた遊休施設がある場合、適切な対応が検討されているかどうかといったことも、決算審査で質疑が交わされているというふうに思います。

それから、④の目的外使用されているものがある場合、その状況が妥当かどうか、あるいは不法占拠されているものはないか。ちょっと言い回しがあれですがけれども、例えば指定管理制度ですと、先ほど鈴木議員から説明があったように、しっかり取り組まれているのか、丸投げされてはいないか、やってはいけないことをやってはいないか、公平性が保たれているか等々の審査も、しっかり決算審査でやる必要があるという点の指摘も重要であったというふうに思います。

大きな2つ目で、公会計制度改革の理解。これは、このテーマだけでもよく研修が行われてきた大きなテーマですがけれども、今回の決算審査に当たっても、こういった

一定の説明もしたところです。ここにありますように発生主義の導入ですとか、アカウントビリティ、これは説明責任だというふうに思いますけれども、こういったことですとか地方自治体等の財務報告目的、そしてまた大きな2の財務書類4表の理解と分析の視点、ここらあたりも西尾市のホームページでも財務書類の4表が紹介をされておりますが、私どもも9月議会で一般質問が終わって、議案の審査が終わって決算となると、なかなかこういったところまで十分に見ることができないというのが率直なところだというふうに思いますが、西尾市の方でも、この財務書類の4表をきちんと紹介をしておられることから、こういったものもよく分析をしていかなければならない大事なことだなというふうに思っております。

それから、話が前後してしまっただけで申しわけないんですけども、先ほどの(2)の財産状況で、財産状況を理解するための公表資料ということで説明がありました。1つは決算カードですし、財政状況の一覧表ですし、財政比較分析表、歳出比較分析表を羅列した資料であります。これは総務省のホームページに膨大な資料として添付をされております。しかし、これをプリントアウトして、それぞれの議員や決算委員に配付してほしいというのも手間と効果を考えると、いろいろ意見があるところかと思っておりますが、いよいよこの議会もタブレットを各会派で配置したりしておりますので、ぜひ総務省のホームページもダウンロードして、それぞれの各会派のタブレットに落とさせていただくというような手続も、これからとっていただくといいのかなというふうに思っております。

それから、総務省のホームページにはアップをされていない類似団体比較カードというものもあります。これは、例えば26年度の決算ですと、27年度の決算の議会には間に合わなくて、27年度末にならないと明らかにはされないと伺っておりますけれども、前年でも類似団体の決算カード比較などは重要ないいヒントもあろうかと思っておりますが、これもタブレットに落としてもらおうか、プリントアウトしてもらおうかということはあるにしても、決算審査に当たっては大切なことではないのかなというふうに思っております。

それから、あと大きな3番の行政評価、これは一口に言ってPDCAといいますか、決算審査を行って、それがどういうふうに改善されて、どのように実施されて改善されていくのか、こういったことの手続だと思っておりますし、ここのところもいろいろな指標もありますけれども、これから本当に取り組んでいかなければなりません。ロジック分析などという難しい言葉もありますが、1つ問題があった場合に、それを解決するために何が問題かということ、2つ、3つ原因を掘り下げて、その2つ、3つの原因を、さらに解決するためにどういう手法があるのかというやり方がロジックツリーと言われていたと思っておりますが、そういったことも議会としての取り組みが必要だということでありました。

最後の研修の所見ということで、私たちも大変重要な重責を担っているということ

でありますし、決算審査に当たってさまざまな財務数値や財政構造、公会計制度も十分理解しなければなりませんし、世代間の負担の衡平、衡平の「衡」も均衡の「衡」ということ、そういう視点での将来にわたっての均衡ある負担の衡平性、こういうものも見きわめなければならぬといったお話でありました。そしてまた、類似自治体の決算カードや行政評価においては事業の必要性や有効性、こういったものを総合的に評価する大切な事業評価票であって、これから西尾市としても導入を検討すべきだということでもあります。先日の企画総務部会でも、この事業評価については説明がありましたように、明日、市の職員の内部で、事務事業評価については調整されるという話を聞いておりますし、今年11月には、その事業評価を公表されるということも伺っております。決算審査に当たっては少し年度が、どうしてもずれていってしまうのかなということもありますが、こういったものも大いに活用して、これからの決算審査に生かしていく必要があるかというふうに思っております。

たくさん資料をいただいて、今回の研修は実践的な役に立つ研修だったなというふうに思います。議員ですと、今さら決算審査の勉強かと思いがちですけれども、研修して、改めてしっかりやらなければいけないなということを痛感した次第です。

以上で、発表を終わります。

○副議長（鈴木武広） 前田 修議員、ありがとうございました。

それでは、議員の皆さんの中でお聞きになりたいことがありましたら、順にご発言をいただきたいと思っております。

○議員（工藤光雄） 私の方から1点、西尾市議会は今回、9月にまた決算特別委員会を開催して決算審査をやるわけですが、このやり方について、ほかのやり方をしているとか、こういう自治体はこういうことをやっているという、研修の中でなかったのようになっていいんですけれども、そういう話というのはなかったんですか。今の西尾市流が、特別委員会として審査するということがベターなのか、また違うやり方、予算委員会のような形でやっているとか、いろいろな形があると思うんですけれども、そういったお話はなかったですか。

○議員（前田 修） 特に、決算審査の仕方については説明ありませんでした。ただ、これだけの膨大な資料を審査するとなると、例えば9月議会で上程されても12月で認定してもらわないと見れないとか、個人的な感想を持ったわけですが、特に講演の中で、こういった審査のやり方とか、こういう方法がいいとか、そういったことは特になかったです。

○議員（鈴木正章） 最後にご報告のありました行政評価についてですが、この行政評価について議会のかかわりとか役目とか、その辺についてもう少し、簡単に結構ですが、わかればお教えをいただきたいと思っております。

○議員（前田 修） 企画総務部会でどういう話だったか私もあれですけれども、承知しておりますのは、西尾市の場合は民主党政権との絡みもあって平成20年までやってい

たんですね。それで、平成23年度から事業仕分けが始まって、それも変わって、25年、26年が公開事業診断といいますか、評価委員にやっていただいて、今度、またそれが変わって、27年、28年からは今回のものになると伺っておりますが、中身は市の担当の内部が自分の担当している事業を評価すると。それとあわせて、課外の人意見も踏まえて意見を盛り込むということも伺っておりますし、それを公開するというのは、公開した後、市民の意見をまた事業評価に加えていくと、こういう説明を私も受けていて、そこに議会がどういうふうにかかわっていくのかということになるとどうなんでしょうか、まだ私もよく承知してなくて申しわけないですが、市民とのかかわりと同様に議会とのかかわりも、その事業評価に対しては、当然、組み込まれていくことになるのかなというふうに思うところですが。

○副議長（鈴木武広） ほかに参加された議員の皆さんで、補足説明等ありましたら。ほかにありませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

ほかにないようでありますので、これをもって終わります。

本日の内容は、全て終了しました。

閉会に当たり、稲垣議長よりごあいさつを申し上げます。

○議長（稲垣正明） 皆さん、大変お疲れさまでございました。また、傍聴にお越しいただいた職員の方々には、最後まで傍聴していただきましてありがとうございます。

今回の報告ですけれども、3件ございましたけれども、いずれもしっかりやっていただきましてありがとうございます。その中で、今、話題となっておりますモニタリングとか、議員の中でも基本的な部分がかなり重要だということとか、また発表の仕方でも、大変わかりやすく発表していただいたというところもありましたので、その辺は今後、次回が2月にまた報告会がございますので、今回の報告内容を参考にさせていただいて、またよろしくお願ひしたいと思います。

本日は、誠にありがとうございました。

○副議長（鈴木武広） ありがとうございます。

これもちまして、西尾市議会視察・研修報告会を終了します。

なお、議員の皆さんにおかれましては、お配りしましたアンケートを、この場でご記入いただき、お帰りの際に委員会室出入口のアンケート回収箱へご提出くださいますよう、よろしくお願ひします。

本日は、お疲れさまでした。

終